

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年11月27日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 伊藤 聡司

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 那覇空港立体駐車場連絡通路塗装改修工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市鏡水344（那覇空港内）
- (3) 工事内容 本工事は、那覇空港立体駐車場連絡通路の鉄骨部の再塗装を行うものである。

那覇空港立体駐車場連絡通路 上部構造：鉄骨造

建築面積872.21㎡ 延床面積872.21㎡

建築改修工事（改修床面積約176.36㎡） 一式

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の平成31・32年度一般（指名）競争参加資格者のうち「塗装工事業」でA又はB等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成30年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生

法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者（2. (2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所があること。

(7) 平成17年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を全て満たす工事の施工実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

・内容：屋外における塗装工事業を含む建設工事

・構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（種別は「仕上げ」に限る。）、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別は「鋼構造物塗装」に限る。）、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

2) 2. (7)に掲げる工事の経験を有する者であること。

3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

4) 主任技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

(9) 大阪航空局が発注した塗装工事で、平成30年4月1日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

- (10) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (11) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3
国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課
電話番号 098-859-5106

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和2年11月27日から令和2年12月11日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）

交付場所 1) 3.(1)担当部局

2) 3.(2)1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、3.(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和2年11月27日から令和2年12月11日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）

提出場所 3.(1)に同じ。

提出方法 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 令和3年1月14日 9時00分から17時00分まで。

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに3.(1)あて持参すること。（郵送又は託送による提出は認めない。）

開札日時 令和3年1月15日10時00分

開札場所 那覇空港事務所統合庁舎2階入札室

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

国土交通省電子調達システム

<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

問い合わせ先 上記(1)と同じ。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除。
- 2) 契約保証金 免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

- (5) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

- (6) 専任の主任技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)

- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。

- (8) 契約書作成の要否 要。

- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随時契約により締結する予定の有無 無。

- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)と同じ。

- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に、2.(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(12) その他詳細は入札説明書による。